

★打田町・★粉河町・★那賀町・★桃山町・★貴志川町

●次世代に夢を託せるまちづくり●

那賀5町

合併協議会だより

第9号

平成17年1月発行



龍門山を背に日の出が映える紀の川

新年のごあいさつ

那賀5町合併協議会
会長 服部一

新年あけましておめでとうございます。皆さまには、希望に満ちた輝かしい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年二月、5町による法定の合併協議会を設立し、今日まで精力的に協議を重ねてまいりました。

新市においては、「元気で安心、自然の中で交流の輪がひろがる文化創造都市」を基本目標に掲げ、地域全体の発展を目指してまいりたいと考えております。

そのためにも、永きにわたり守り親しみ、育んでまいりましょう。この合併が胸を張つて次世代により信頼関係を深めることで、この町にとりまして、意義深い年となることを切に願いますとともに、皆さまのご健勝とご多幸を心より祈念いたしました。

この平成十七年という年が、5町にとりまして、意義深い年となることを切に願いますとともに、皆さまのご健勝とご多幸を心より祈念いたしました。

目次

- 第9回合併協議会審議状況 2P~4P
- 「紀の川市」誕生までの今後のながれ 8P
- 主な負担とサービス 5P~8P

合併協議会の審議状況



11月25日、貴志川町立西貴志コミュニティセンターで第9回那賀5町合併協議会を開催しました。

前回提案した協議項目12件を決定、確認しました。

協議事項

那賀5町新市建設計画のとおりとする。

『主な骨子・内容』

- 新市建設のための基本方針
- 計画の定める期間
- 「元気で安心、自然の中で交流の輪がひろがる文化創造都市」をめざした基本的な考え方
- 新市の土地利用構想
- 新市発展プロジェクト
- 新市の速やかな一体化、地域の均衡ある発展、住民福祉の向上を図るまちづくり施策
- 新市が健全な財政運営を図るため策定した財政計画

確認

確認

協議第3号の3

合併の期日について
合併の期日は、平成17年11月7日とする。

- (1) 現在の打田町、粉河町、那賀町、桃山町及び貴志川町の庁舎を有効活用するため、本庁機能を分散するとともに、それぞれに支所若しくは分室を置き、住民サービスが低下しないよう十分配慮する。
- (2) 行政課題に迅速かつ的確に対応できるよう整備する。
- (3) 責任の所在が明確で、指揮命令系統が分かりやすい事務組織及び機構とする。
- (4) 緊急時に即応できる事務組織及び機構とする。

確認

確認

協議第16号の2

町名・字名の取扱いについて
(1) 桃山町及び貴志川町については、新市建設計画の策定について
新市建設計画の策定について
合併の期日は、平成17年11月7日とする。

- (1) 農業振興地域整備計画及び森林整備計画については、新市において策定する。なお、策定されるまでの間は、現行の計画を新市に引き継ぎ運用する。
- (2) 農業振興地域整備促進協議会については、合併時に再編し、農業振興協議会等については、合併時に廃止する。
- (3) 経営対策体制整備推進事業については、現行のとおり実施することとし、計画策定会議については、新市において再編する。
- (4) 土壌改良補助事業については、合併時に廃止する。
- (5) 農業経営管理合理化推進事業補助金については、合併時に一元化する。
- (6) 水田農業構造改革対策推進事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、平成18年度で事業が終了するため以降については、国の新制度に基づき検討する。
- (7) 打田町ふれあい水田創生事業及び粉河町水田営農活性化対策奨励補助事業については、合併時に廃止する。



確認

確認

協議第42号の1

事務組織及び機構の取扱いについて
新市建設計画の策定について
合併の期日は、平成17年11月7日とする。

確認

確認

協議第43号の1

各種事務事業（農林業振興関係事業）の取扱いについて
農林業振興関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。





- (8) 果樹対策事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (9) 有害獣被害防止対策事業については、合併時に一元化する。
- (10) 有害鳥獣駆除事業については、新市において引き続き実施する。なお、実施団体への補助金等については、新市において調整する。
- (11) 農業振興関係団体及び林業振興関係団体については、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら統合調整に努めることとする。ただし、独自の団体については、現行のとおりとする。なお、団体への補助金等については、新市において調整する。
- (12) 那賀町特別栽培農産物認証制度については、合併時に廃止する。なお、新市においては、県の認証制度により実施する。
- (13) 農林産業まつりについては、新市において調整する。
- (14) 国及び県の農林関係補助事業で合併時に継続している事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、受益者負担については、継続していけるものは現行のとおりとし、合併後新たに行う事業については、新市において一元化する。
- (15) 農業施設基盤整備事業（町単独事業）については、新市において一元化する。

**確
認**

協議第44号の1

各種事務事業（小・中学校の通学区域等）の取扱いについて
小・中学校の通学区域については、当面、現行のとおりとする。ただし、新市において状況に応じて通学区域を調整する。

**確
認**

協議第45号の1

各種事務事業（学校教育関係）の取扱いについて
(1) 健康診断については、学校保健法に基づき、合併時に統一する。



- (2) 学校の学期制については、合併時は三学期制、二学期制の両学期併存とするが、新市においてできるだけ早い時期に統一できるよう調整を図るものとする。
- (3) スクールバス運行事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (4) 学校給食事業は現行のとおり新市に引き継ぐものとし、保護者負担に



スクールサポーターについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。

要保護・準要保護児童生徒の就学支援及び特殊教育就学奨励費については、国の制度に準じて実施する。

**確
認**

協議第46号の1

各種事務事業（社会教育関係）の取扱いについて
(1) 社会教育振興計画については、新市において新たに策定する。

(2) 子どもセンターについては、合併時に廃止する。ただし、新市において本目的に沿った事業を検討する。

(3) 社会教育委員・社会教育指導員については、新市において新たに設置する。

(4) 学校週5日制推進事業については、合併時までに事業内容を検討・調整し、新市においても引き続き実施する。

(5) 成人式及び60の集い事業については、新市において引き続き実施する。ただし、実施時期・場所・方法については合併時までに調整する。



- (6) 公民館事業については、合併時までに調整する。
- (7) 文化協会については、合併時に統合する。なお、文化祭等のイベントについては新市において調整する。
- (8) 社会教育関係団体については、団体等の意向を踏まえて合併時に統合可能なものは統合できるよう調整に努める。
- (9) 各町の指定文化財については、新市に引き継ぐものとし、新市において新たに文化財指定基準を設ける。なお、委員会については新市において再編する。
- (10) 生涯学習センターについては、新市に引き継ぐものとする。ただし、使用規程等については合併時に統一するものとする。
- (11) 図書の貸し出しは原則として現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (12) 歴史民俗資料館については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。



- (1) 体育指導委員会は、新市においてスポーツ振興法に基づき設置する。
- (2) 町主催体育事業については、合併時までに現行の事業を基に関係団体等と実施内容・方法等について協議するものとする。
- (3) 体育協会については、合併時に統合する。
- (4) スポーツ少年団については、合併時に統合する。なお、単位団については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (5) 体育施設については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、使用の手続き及び管理については合併時までに調整する。



- (1) 各種事務事業（窓口業務）の取扱いについて
- (2) 各種事務事業（社会福祉協議会）の取扱いについて
- (3) 各種事務事業（社会体育関係）の取扱いについて

確認

協議第47号の1
各種事務事業（社会体育関係）の取扱いについて



確認

協議第48号の1
各種事務事業（地域審議会等）の取扱いについて



- (1) 窓口業務については、組織体制を考慮して、住民サービスの低下を招かないよう努める。
- (2) 历史民俗資料館については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (3) 休日の対応については、本庁及び支所に日直員を置くこととし、住民サービスの低下を招かないよう合併時までに調整する。
- (4) 夜間の対応については、合併時までに調整する。
- (5) 日曜予約役場については、貴志川町の例により新市に引き継ぐものとし、日直員が対応する。

確認

協議第49号の1
各種事務事業（窓口業務）の取扱いについて



確認

協議第50号の1
各種事務事業（社会福祉協議会）の取扱いについて



- (13) 文化会館については、新市に引き継ぐものとする。ただし、会館の運営については、合併時までに調整し、事業については新市において調整する。



[シリーズ]

主な負担とサービス

(その1)

(合併協議で確認された主なものを3回にわたりシリーズで掲載します。
 (なお、内容は各町で開催されました住民説明会の資料から抜粋したものです。)

高齢者福祉

国および県の制度に基づき実施している事業は、新市においても引き続き実施します。

◎ 外出支援事業

あおむね65歳以上の在宅高齢者で、加齢に伴う身体機能の低下や病気などにより、一般の交通機関を利用することが困難な方の医療機関への通院手段として実施されている本事業について、合併時までに委託内容の調整を行い、新市において引き続き実施します。

◎ 寝具類等洗濯乾燥消毒サービス

寝具の洗濯・乾燥等が困難な次の方を対象に実施します。

対象者	サービス内容	利用回数	利用料
①あおむね65歳以上の単身高齢者 ②老衰、心身の障害及び傷病等により臥床している高齢者 ③重度身体障害者	寝具の洗濯	年2回以内	無料
	寝具の乾燥・消毒	年6回以内	

◎ 配食サービス

新市においては、次の方を対象に実施します。

対象者	利用料	利用回数
①あおむね65歳以上の単身世帯 ②高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯 ③身体障害者であって老衰、心身の障害及び傷病等により調理が困難な方	350円	週5回

◎ 紙あおむつ支給事業

新市においては、次の方を対象に実施します。

対象者	支給額	支給方法
要介護認定で要介護4・5と判定された在宅高齢者で、町民税非課税世帯に属する者を現に介護している家族	55,000円／年 (上限)	現物配達 (委託業者による)
要介護認定で要介護4・5以外の要介護状態で、常時失禁状態の在宅高齢者がいる所得税非課税世帯	55,000円／年 (上限)	
上記以外	住民税が均等割のみの課税世帯 (2,250円の自己負担が必要)	27,000円相当／年
	均等割・所得割の両方の課税世帯 (2,900円の自己負担が必要)	27,000円相当／年



障害者福祉

国および県の制度に基づき実施している事業は、新市においても引き続き実施します。

◎ 福祉タクシー

新市に住所を有する次に掲げる手帳の交付を受けた方を対象に実施します。

対象者	利用券の交付等
①身体障害者手帳：1級、2級 ②療育手帳：A1、A2 ③精神障害福祉手帳：1級、2級	タクシー券20枚（初乗り運賃相当額／枚） 又は 燃料券10枚（5リットル／枚）

◎ 身体障害者医療費の助成

新市においては次の方を対象に実施します。

対象者	医療費助成の範囲
①身体障害者手帳：3級 ②療育手帳：B1、B2 ③特別児童扶養手当：2級 ④障害年金：1級、2級 ⑤訪問介護を受けている方	医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合に、対象者が負担する費用

◎ 重度障害者等医療の助成・更正医療の給付・育成医療の給付

新市においても現行のとおり引き続き実施します。

社会福祉

国および県の制度に基づき実施している事業は、新市においても引き続き実施します。

◎ 生活保護

生活保護法の規定による事務については、新市で設置する福祉事務所において実施します。

◎ 民生児童委員

民生児童委員については、現行の委員を新市に引き継ぎます。

◎ 災害弔慰金・災害傷害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け

新市においても引き続き実施します。

◎ 被災者見舞金支給事業

新市においては、次の方を対象に実施します。

対象者	災害救助法の適用を受けない災害による被災者
給付要件	①住家の全焼及び半焼並びに全壊、流失、半壊及び床上浸水などの被害が生じた場合 ②重傷者及び家族が死亡した者 ③前2号に掲げるもののほか首長が特に必要と認めたもの
支給額	①全壊、流失、全焼… 50,000円 ②半壊、半焼………… 20,000円 ③床上浸水…………… 10,000円 ④死者…………… 100,000円 ⑤重傷者…………… 20,000円

◎ 原爆被爆者見舞金

新市においては、次の方を対象に実施します。

対象者	支給額
被爆者手帳を所持されている方	一人当たり年間20,000円



児童福祉

国および県の制度に基づき実施している事業は、新市においても引き続き実施します。

- ◎ ひとり親家庭等児童の就学激励事業
対象を、小・中学校入学時の児童・生徒に統一し、新市において実施します。
- ◎ 児童館運営事業
現行のとおり新市に引き継ぎますが、児童館の事業及び運営方法については、当分の間、現行のとおりとし、新市において隨時調整します。
- ◎ 学童保育
新市においても引き続き実施しますが、運営方法等については隨時調整します。
- ◎ ひとり親家庭医療費の補助・乳幼児医療の助成
新市においても引き続き実施します。

保育事業

- ◎ 保育料については、平成18年度から国の微収基準額の80%(5町の軽減状況の平均値)を基本として統一します。なお、平成17年度末までは現行のとおりとします。

統一料金の試算（月額）				
階層	定義	3歳児未満	3歳児	4歳児以上
1	生活保護法による被保護世帯	0円	0円	0円
2	市町村民税非課税世帯	7,200円	4,800円	4,800円
3	市町村民税課税世帯	15,600円	13,200円	13,200円
4	所得税 64,000円未満	24,000円	21,600円	20,000円
5	所得税 64,000円以上 160,000円未満	35,600円	26,400円	21,600円
6	所得税160,000円以上 408,000円未満	48,800円	28,100円	22,900円
7	所得税408,000円以上	64,000円	29,700円	24,300円

※試算には国の保育所徴収金基準額表（平成15年度適用）を使用しています。

- ◎ へき地保育事業と広域入所制度については、現行のとおり実施します。
- ◎ 公立保育所で行っている障害児保育事業、乳幼児保育事業、延長保育事業および一時保育事業については、現行のとおり実施します。
- ◎ 給食については、現行のとおり自園方式とします。

町営バスの運行事業

- ◎ 町営バス
桃山町と貴志川町がそれぞれ運行している町営バスについては、現行のとおり新市に引き継ぎ、路線等の見直しを行います。
- ◎ 紀の川コミュニティバス
打田町、桃山町、貴志川町及び岩出町を巡回している紀の川コミュニティバスについては、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市と紀の川コミュニティバス連絡協議会で検討していきます。

環境衛生

◎ ごみ分別及び収集については、合併後、一定の周知期間を設け統一します。

分別の種類	収集回数	収集方式
可燃 カン ピン ペットボトル、白色トレイ、その他プラスチック セトモノ、乾電池 古紙、粗大ごみ	2回／週 2～3回／月 2回／月 それぞれ1回／週 それぞれ1回／月 合併時までに調整します。	ステーション方式を推進します。 (ステーション方式とは、数世帯ごとに一定の場所にごみを出すこと)

◎ 指定ごみ袋は、合併時に統一します。なお、現行の各町指定ごみ袋は、合併後も使用できます。
※販売価格は合併時までに調整します。

【家庭系】	【事業系】
燃えるごみ 大 850mm×650mm 小 750mm×500mm	燃えるごみ 大 850mm×650mm
資源ごみ 大 850mm×650mm 小 750mm×500mm	資源ごみ 大 850mm×650mm
セトモノ 600mm×360mm	

◎ 持ち込みごみ処理手数料については、合併時に統一します。

【家庭系】	【事業系】
可燃ごみ 50円／10kg	可燃ごみ 100円／10kg
不燃ごみ 100円／10kg	不燃ごみ 200円／10kg
高分子 300円／10kg	高分子 400円／10kg
土砂・ガレキ 50円／10kg	

◎ ごみ集積施設設置費補助事業及び生ごみ処理機購入に対する補助事業については、合併時に統一し実施します。

ごみ集積施設設置費補助	新設及び改修	1／2補助（上限 500,000円）
生ごみ処理器購入に対する補助	電気式 1世帯1基 容器式 1世帯2器	1／3補助（上限 30,000円） 1／2補助（上限 2,000円）

◎ 火葬場の使用料は合併時に統一します。

区分	市 民	市民以外
12歳以上	20,000円／1体	50,000円／1体
12歳未満	10,000円／1体	25,000円／1体
16週以上の胎児	10,000円／1胎	25,000円／1胎
16週未満の胎児	5,000円／1胎	10,000円／1胎
その他	5,000円／1件	10,000円／1件

新市（紀の川市）の誕生
【平成17年11月7日】

